

多様な交通主体の交通ルール等の 在り方に関する有識者検討会 開催趣旨書

近年、技術の進展等により、立ち乗り電動スクーター、自動配送ロボット等の多様なモビリティが登場しており、海外の一部の国では、それらが新たな移動・運送手段として活用され始めている現状にある。また、我が国においても、これらの新たなモビリティの更なる活用を目指して各地で実証実験が行われているところであり、例えば、立ち乗り電動スクーターについては、昨年10月、生産性向上特別措置法に基づいた新技術等実証計画が認定され、シェアリング事業の実施に向けた走行実証が行われたほか、本年5月には、低速・小型の自動配送ロボットの公道走行実証について具体的に検討を進めるよう、内閣総理大臣から指示があったところである。

一方、このような新たなモビリティについては、我が国の既存の交通ルールの下では十分にその性能や利便性を生かすことができない可能性が指摘されている現状にあり、交通ルール等の在り方の見直しを求められている状況にある。

そもそも、道路という限られた交通空間では様々な交通主体が通行するため、ある交通主体にとっては利便性・安全性の向上につながるルールの変更が、他の交通主体にとっては利便性・安全性の低下をもたらすことも十分にあり得る。そのため、交通ルールは、歩行者や車両等の多様な交通主体の全てにとっての道路における安全性と快適性の調和の上に確立されるものでなければならない。

したがって、新たなモビリティに係る交通ルールの検討に当たっては、それのみに着目して行うのではなく、他の交通主体を含めた多様な交通主体全ての安全かつ快適な通行を可能とするものとなるよう、新たなモビリティ以外の交通主体に係る既存のルールを変更することも視野に入れ、多角的・体系的に検討する必要がある。もっとも、交通ルールの見直しに当たっては、それが国民生活全体に影響の及ぶ事柄であり、かつ、既存のルールが国民に幅広く定着しているという事実も考慮し、我が国において十分な社会的理解・合意が得られるか否かを踏まえて検討する必要がある。

以上の趣旨を踏まえ、本有識者会議は、警察庁交通局において、新たなモビリティに係る安全性や利便性について詳細に分析するとともに、専門家の意見を聴きながら、多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルールの在り方を幅広く検討するために開催するものである。

なお、本有識者会議の事務局は、警察庁交通局交通企画課に置くこととする。